

平成30年12月3日(月)

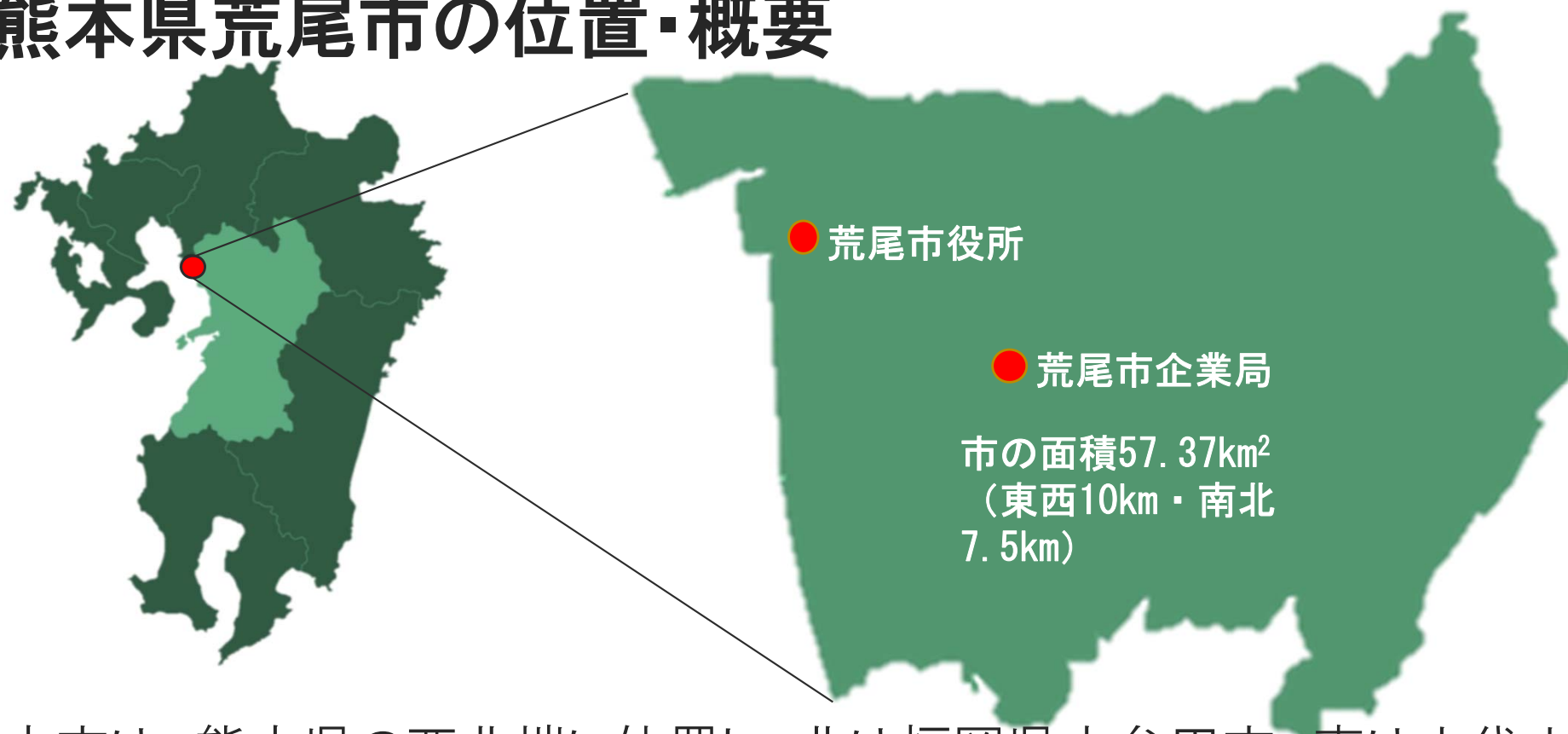
第3回官民連携推進協議会

荒尾市水道事業の包括委託





● 熊本県荒尾市の位置・概要



本市は、熊本県の西北端に位置し、北は福岡県大牟田市、東は小岱山頂を境として玉名郡南関町、玉名市、南は玉名郡長洲町に接し、西は有明海を隔てて長崎県・佐賀県に面しています。

明治以降、三池炭鉱と関連産業により発展してきましたが、現在は観光レジャー施設や商業施設が充実し、大規模な住宅地の形成が進むなど、自然環境と都市機能とのバランスがとれた街です。



● 荒尾市の事業概要(平成29年度決算)

項目	単位	29年度	28年度<参考>
行政区域内人口	人	53,098	53,675
給水人口	人	50,801	51,335
普及率	%	95.7	95.6
配水量	m ³ /年	5,742,488	5,758,925
一日平均配水量	m ³ /日	15,733	15,778
一日最大配水量	m ³ /日	17,215	17,269
有収水量	m ³ /年	5,051,674	5,101,638
施設能力	m ³ /日	22,400	22,400

荒尾市水道事業の概要② 【ありあけ浄水場】



福岡県大牟田市との県境を越えた
発展的広域化PFI法に準拠した
DBO方式により建設
平成24年4月1日 供用開始



※平成38年度までの維持管理契約期間
であり今回の包括委託業務の**対象外**



1. 事業の経緯及び計画

包括委託導入の経緯 ①



- 昭和32年の給水開始以降、職員による直営業務（工事については民間発注）を行ってきた。
- 水道法の改正等によりサービス水準の向上が求められてきたことにより、個別委託による業務発注が徐々に拡大。
- PFI法に準拠したDBO方式の採用により『ありあけ浄水場』を建設。
※ 第三者委託導入により更なる民間委託範囲の拡大。
- 団塊の世代職員の退職、市長部局との人事ローテーションにより、**技術系職員の確保が困難**となる。
- **職員による委託業務監督の限界、PFI法の改正により民間提案を受けられること等の要因**によりこれまでの委託を見直し「官民連携拡大の可能性へ向けた検討」を開始する。

包括委託導入の経緯 ②



～H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
<p>▼H23.6月 PFI法改正</p> <p>【H21～H23】 PFI法に準拠した DBOによる事業と して共同浄水場 (ありあけ浄水 場)を建設</p> <p>※福岡県大牟田市 との共同事業</p>	<p>ありあけ浄水場供用開始</p> <p>水道事業が抱える課題を解決し、持続可能な水道事業を目指すため、そのひとつの手法である『官民連携』について可能性を水道局、及び民間事業者で協議</p>	<p>官民連携手法の検討に関する協定書</p> <p>■協定書締結以降、双方より検討メンバーを選定し、荒尾市水道事業の現状を洗い出し、今後の方向性を整理</p> <p>■民間事業者より荒尾市へ「公民連携に関する提案書」を提出</p>	<p>▼下水道事業との組織統合により『企業局』を設立</p> <p>■「提案書」を基に荒尾市内部のコンセンサスを図り、事業実施時期等について、関係機関(国・県等)と協議。</p> <p>■アドバイザーコンサルタントによる支援を受け詳細検討業務を実施し、事業者選定委員会を設置。</p> <p>■実施方針の公表 【H27.3月】</p>	<p>公募型プロポーザル方式により事業者を選定。</p> <p>3グループによる提案が行われ、メタウォーター(株)を代表企業とするグループを選定事業者と決定。</p>	<p>事業開始</p>

官民連携手法(業務範囲の検討)

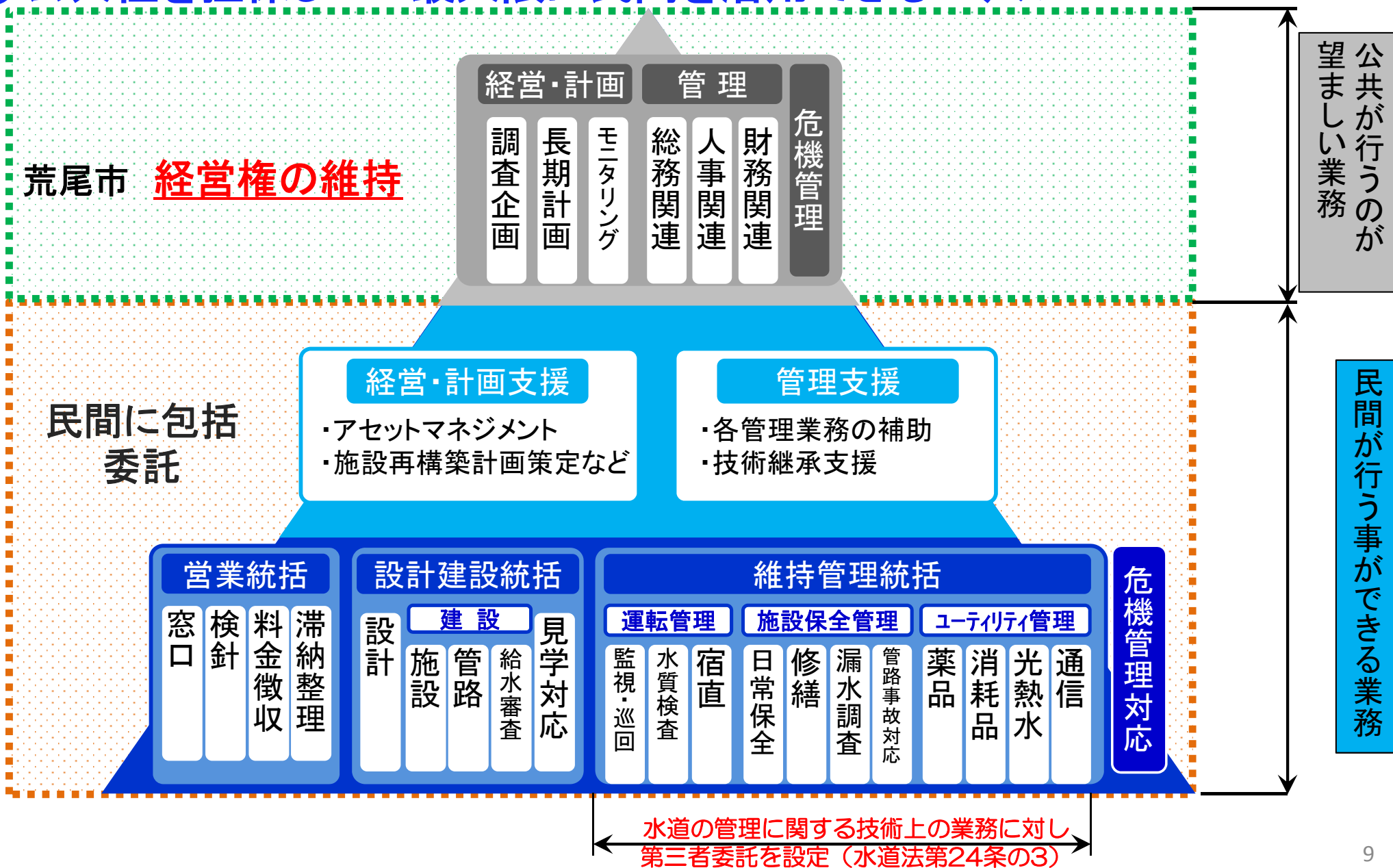


業務範囲による分類	①個別委託	②包括委託		③民営化
業務内容	A: 個別委託	B: 個別委託の組合せによる包括的委託	C: 第三者委託	D: 一部民営(コンセッション)
経営部門	公 的 組 織	公 的 組 織	公 的 組 織	公 的 組 織
計画部門				
営業部門	民間	民間		民間事業者
設計・建設部門	民間			
管理部門	民間		民間 (技術分野における包括委託)	
浄水部門	民間			
水質部門	民間			
一般的な契約期間	1～5年	3～5年	3～20年	15～30年
概 要	料金徴収業務、施設維持管理等を別々の業者に委託	個別業務をまとめて同じ業者に委託	水道維持管理に関する技術分野の業務を一括して同じ業者に委託(法24条の3)	水道事業運営権者となった民間が徴収した料金で事業を運営。ただし施設所有は公共。
事 例 等	多くの自治体で導入済み 【荒尾市でも導入済】 料金・水質・漏水調査など	近年、自治体での導入が進んでいる	全国約130団体で導入済み 【荒尾市でも導入済】 — ありあけ浄水場 —	検討事例のみで国内での実績なし
評 価	現状で導入済みであり、これ以上の個別委託の推進は、管理(発注)側の労力増加につながる。	現状の委託範囲の拡大という枠内で実施される手法であり、公共性が十分に担保される。 <u>荒尾市における現状の課題解決には十分効果が見込まれる。</u>		導入に際しては法整備などの根幹的課題が多く、現段階での検討は時期尚早である。

導き出された官民連携理想の姿



● 公共性を担保しつつ最大限に民間を活用できるモデル





2. 事業者の決定



- 事業名称

荒尾市水道事業等包括委託

- 契約の相手方

あらおウォーターサービス株式会社(AWS)

- 契約額

3,175,200千円(税込み) 【2,940,000千円(税抜き)】

- 事業期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)

(契約の締結日12月8日～平成28年3月31日は引き継ぎ期間)



- 契約の相手方：あらおウォーターサービス株式会社(AWS)
- 設立：平成27年12月8日
- 所在地：荒尾市内
- 取締役および監査役：代表取締役社長 稲森雄彦
取締役 松尾晃政、取締役 河部啓宣(荒尾市管工事組合)
監査役 高橋昌久
- 資本金：1,000万円

● 構成企業

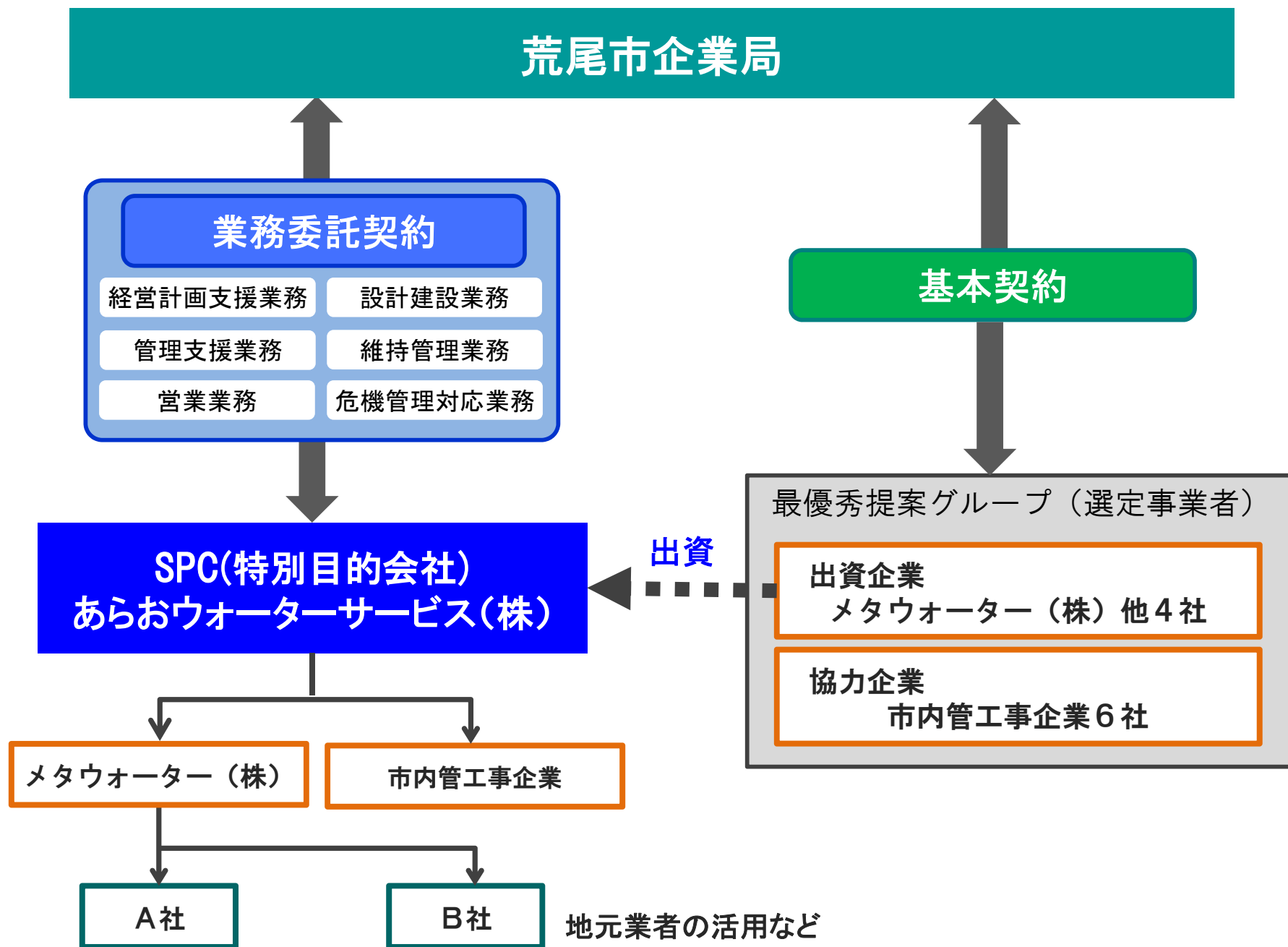
【出資企業】

メタウォーター(株)、荒尾市管工事協同組合
(株)エース・ウォーター、国際航業(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・データ

【協力企業】

※(有)三和建設、中央設備工業(株)
(有)広瀬商会、岩北設備工業(有)
(有)黒崎商会、(有)カナガワ
※いずれも荒尾市内企業

包括委託の事業スキーム





3. 荒尾市包括委託 『荒尾モデル』について

「荒尾モデル」の特色 ①



● PFI法『民間提案制度』を採用

メタウォーター社より、改正PFI法に基づいた『提案書』を受ける。

以後、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに習い、提案事業者との対話を重ね提案内容の精査を図った。

結果、荒尾市として提案内容について実施方針を定める事と判断し、包括委託の実施に至った。



メタウォーター社へ通知を渡す荒尾市企業管理者
(両者代表は当時)

メタウォーター社から荒尾市へ
PFI法第6条に基づく『提案書』を提出 (H26.3月)

↓
提案書の受理(内部コンセンサス)事業化へ向けた
詳細検討業務の開始

↓
民間事業者の提案に係る通知として
実施方針を策定する旨の通知(写真)(H26.10月)



● 管工事協同組合の優先活用

公募要領、応募者の構成要件に下記を記載

応募グループは、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、荒尾市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。**なお、荒尾市管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。**

● 経営計画支援・管理支援業務

アセットマネジメント策定に加え、水道ビジョンのフォローアップ、及び次期水道事業ビジョンの策定、水安全計画、危機管理計画など水道事業に係る重要事項の策定。アセットマネジメントについては包括委託受託事業者が業務の中で担う事で、**水道事業全体を横断的に見渡し、手戻りのない有効的な計画策定が期待できる。**また、本来、業務委託の概念が無かった総務系の業務(予算・決算の作成、固定資産の管理など)を包括して委託することで、事務職職員側の“技術”継承を行っていく。

● 4条系工事業務の追加

● 下水道事業の一部(排水設備関連業務)を業務に追加



4. 契約締結後に確認できた 効果と課題



● 非常時における人的バックアップ



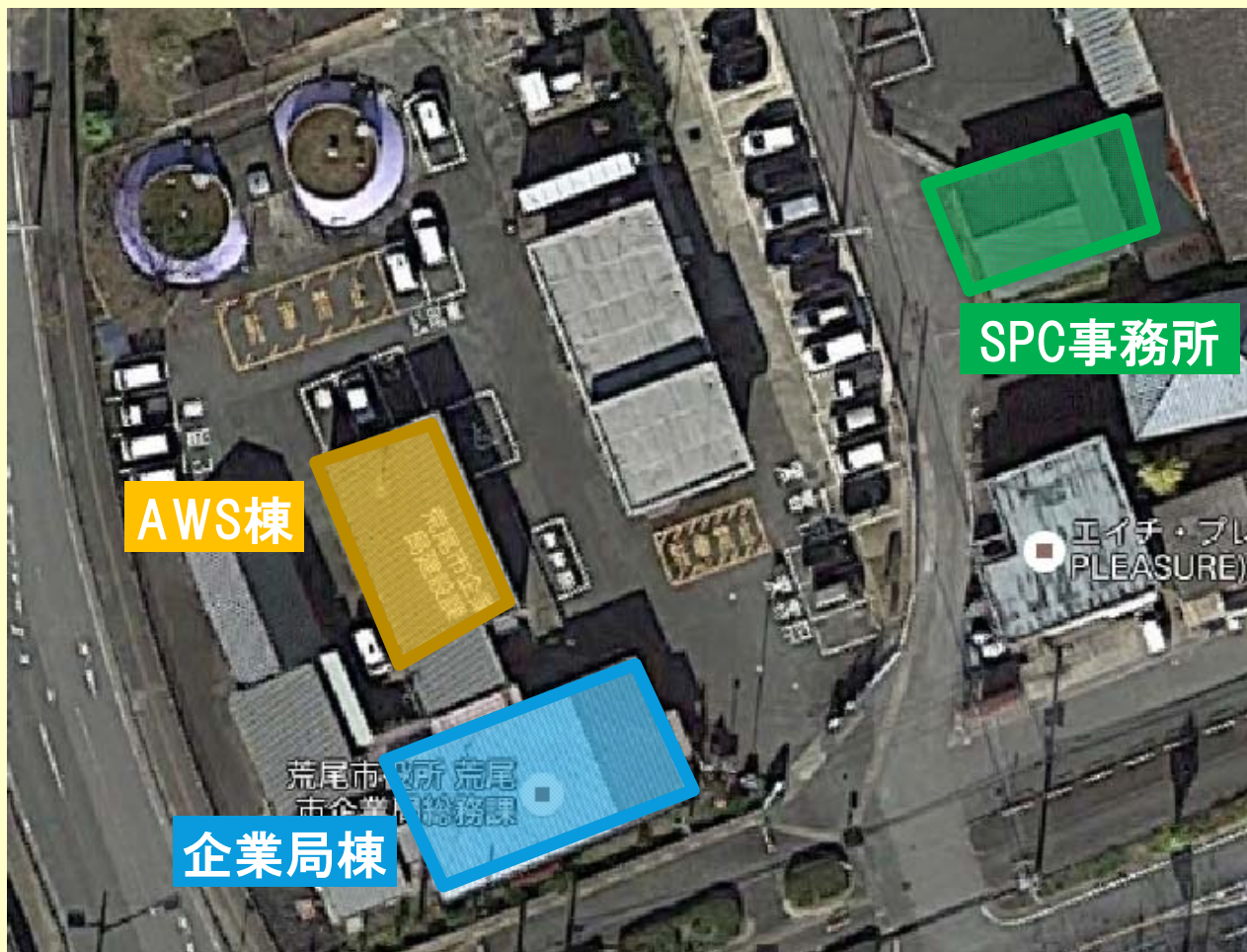
平成28年1月西日本を襲った
大寒波時の様子
(荒尾市被災によりマンパワーを必要とした)



平成28年4月熊本地震による
官民共同による応急給水の様子
(他事業者への応援)



● コンパクトな組織による密な連携が可能



企業局所有地内に
企業局棟(職員棟)、
AWS棟、SPC事務所が
集約されている事で、

- **業務引継**
- **習熟各種相談**
- **協議事項**
が迅速に対応できる。



● ICTを活用したBCP策定

プロポーザルによる民間提案のBCP策定が進んでいます。

荒尾



九州



東京



写真:BCP運用訓練の様子

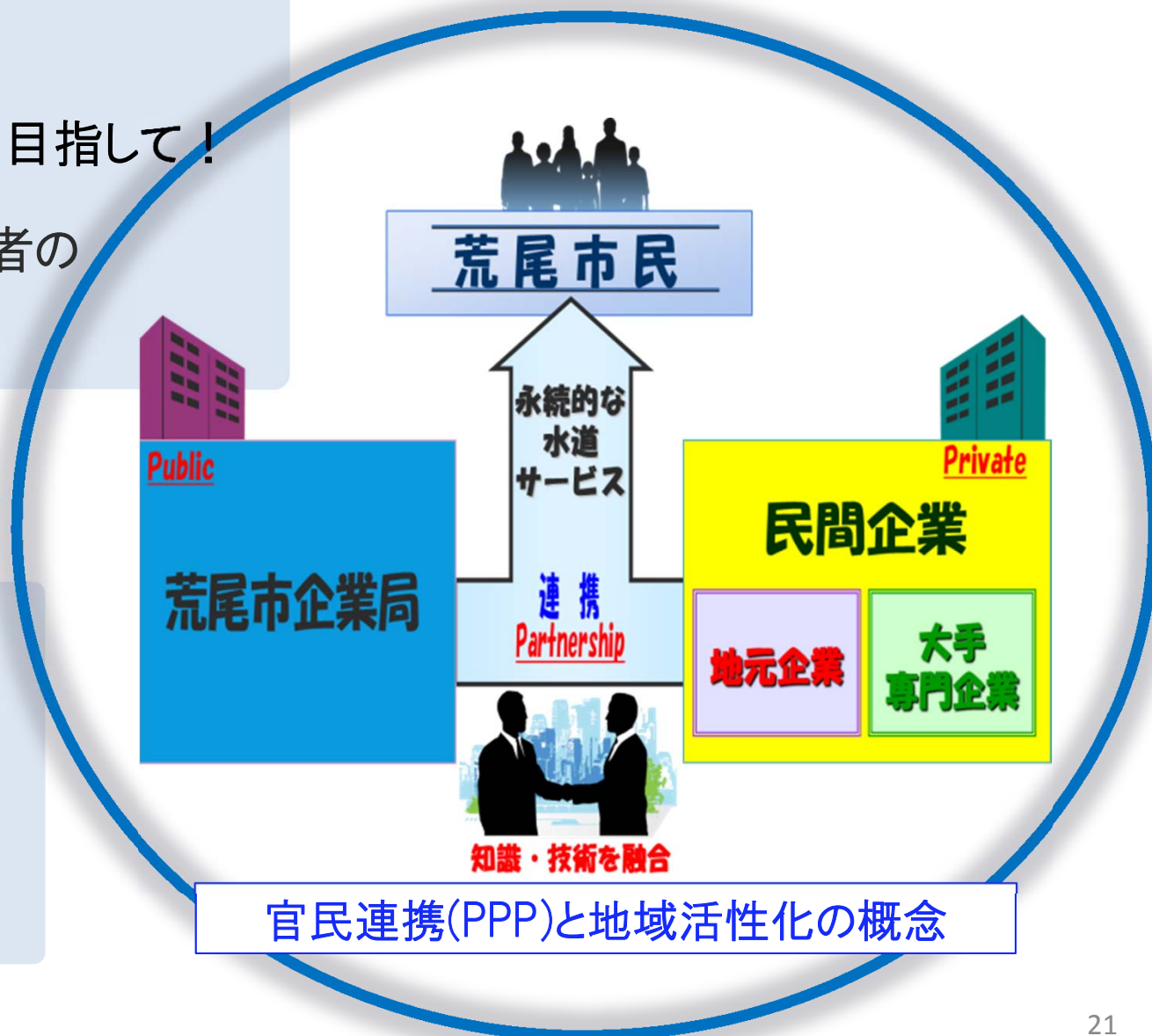


水道利用者と共に事業経営

- 広報公聴の充実！
- 民間事業者の認知度アップを目指して！
- 官民相互の目標は水道利用者の満足度向上である！

事業の持続へ向けて

- 更なる性能性の拡大、発展
- 官民パートナー意識の向上



官民連携(PPP)と地域活性化の概念

ご清聴
ありがとうございます
ございました。

